

● 動物と人間の共存を目指した SPCA. LAの活動を視察

団員 雲峰 広行

今回の視察目的は、松山市では毎年多くの犬や猫などが殺処分されている現状を踏まえて、動物愛護の先進国とされているアメリカでは、どのようにして人間と動物たちが共存しているのか調査することであった。

このSPCAとは、Society for the Prevention of Cruelty to Animalsの略で、和訳すると「動物虐待防止協会」となり、施設はロサンゼルス市郊外にある。SPCAは、1877年に設立された長い歴史をもった組織であり、現在の施設は、ある個人の方からの寄附により、2001年に完成したと伺った。



(SPCAの受付)

SPCA. LAは非営利の民間の動物保護団体で、その運営財源は約14億円であり、それは企業や個人からの寄付金、遺贈で賄われています。

そして、運営自体もボランティアの手によるもので正規職員約70名、ボランティア約400名で運営されている。主な業務は、動物虐待の監視・指導、動物への環境適応の教育や避難所、不妊・去勢手術、里親探し、更に動物愛護の社会教育活動など、多岐にわたる各種サービスなどを行っている。

明るい施設に入ると、通路の両側に犬や猫、兔が入ったボックスが並んでいて、里親希望のいくつかの夫婦や親子が、そのボックスの中の動物たちを熱心に見ていた。

今回のSPCA. LAの視察は、座っての説明ではなく施設のなかを案内していただきながらの我々からの質問形式で行われたので、主な質問を取り上げ施設の全体像を把握していただけたらと思う。

○年間にこの施設（シェルター）に来る動物たちの数はどのくらいあるのか。

はっきりとした数字は分からないということであったが、例年4,000頭程度とのことであった。主な持ち込み先は、アニマルコントロール（動物愛護の警察的組織）が保護した動物と、一般市民からの持ち込みがほとんどであり、その比率は、市民から直接持ち込みの方が多いたとのことであった。

○アニマル・コントロールとは、どうゆう組織なのか。

ある種の警察的な権限を有する組織で、市内を巡回して、いわゆる野良犬、野良猫などの保護から、動物虐待への警告や指導を行うことができる権限を持つ組織で、保護された動物は、どうしてこのような状態になったか調査し、その後このSPCAに送られるそうである。送られてくる動物の数は、1日5頭程度、たまに30頭に上ることもあるそうだ。

○市民からの直接持ち込みの場合は有料なのか。

持ち込みの場合は1頭当たり50ドル（約4,000円）を徴収する。

○施設に持ち込まれた動物たちは、その後どうなるのか。



（里親探しのためボックスにいる犬）

動物たちの状況を診断して、動物たちの汚れを落とすとか、病気治療が必要であればドクターの診断、治療を受ける、また、人に危害を与えないようなメンタルケアをする、そして、不妊・去勢手術を行い、その後、里親捜しのためにボックス内での飼育と成る。飼育中もボランティアによって、散歩や散髪も行われる。

○里親はどのくらいの比率で決まっているのか。

年間4,000頭近い動物がこの施設には来るが、その内約93%の動物たちの里親が決まっているとのこと。最終的に殺処分になるのは、7%程度ではあるが、その多くは病気が治らないとか、凶暴であり人に危害を加える恐れがある場合とかで、日本のように里親が見つからないから殺処分するのではない。

この施設に来て、ペットとして飼育する動物を探す場合、それぞれの動物の種類や年齢、さまざまな情報が提供され、さらに気に入った動物との事前触れ合いも可能だ。里親になる場合にも、その里親の調査も行い、里親として妥当

と判断した後に、動物を渡すそうだ。そして、新しい里親に対しては、125ドル（約1万円）徴収しているが、その費用には、不妊・去勢手術代金も含まれているそうだ。

○SPCAとして、その他にどのようなことに取り組んでいるのか

一般市民のペットの不妊・去勢手術を行う。この場合、1頭当たり約30ドルから300ドル（約2,400円～約24,000円）でできるとのこと。ペットの種類によっては、不妊手術に切開手術が必要なため金額は高くなるとのこと。参考だが、日本では一般的に3万円から7万円程度かかるそうだ。また、学校などに出向き、子どもたちに動物を愛する心や動物との接し方、犬のトレーニングケア方法などを教えるそうだ。



【視察を終えて】

動物愛護に対する徹底したこのような活動に驚いた。SPCAのような組織は全米にあり、このような活動のほか、子供たちへの動物愛護の道徳教育も活発に行われているそうだ。

（担当者から説明を受ける）

その理由として、我国では、動物愛護に関する法的な定義がまだまだ不十分であると聞いているが、アメリカではきちんと動物たちの生存するための権利が明記された法律があるそうだ。よって、アニマル・コントロールのような警察的組織もできるし、SPCAのような民間の動物愛護活動も活発にできるのだと思った。さらに野良犬、野良猫対策としては、不妊・去勢手術が飼い主の責任であると言われていた。そのために、安価での手術も行っていると伺った。松山市においても、不妊・去勢手術の一部負担なども行っているが、金額的に飼い主の負担が多く、効果も不十分であり課題があると思った。

しかし、地方自治体での対応には限界がある。国として法的、財政的な支援が必要であると思った。そして、国で対応できないのなら、せめて国が、民間組織やNPOが活動しやすいような動物愛護の環境づくりを目指す必要があるのではないかと感じた。